

障福第 164 号
平成 19 年 5 月 7 日

障害福祉サービス事業者 殿

神奈川県保健福祉部障害福祉課長

「障害福祉サービス事業者の法令遵守の徹底について」(通知)

このことについて別添(写)のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び障害福祉課長から平成 19 年 4 月 11 日付け障企発第 0411001 号及び障障発第 0411001 号により通知がありました。

貴職におかれましては、日ごろから障害福祉の推進に尽力いただいていると承知しておりますが、同通知等の趣旨に鑑み、引き続き、法令遵守の徹底について留意いただきますようお願いいたします。

（ 問い合わせ先は、自立支援調整班 大澤 遠山
電話：045 (210) 4717 (直)
FAX：045 (201) 2051 ）



障企発第 0411001 号
 障障発第 0411001 号
 平成 19 年 4 月 11 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長



障害福祉課長



障害福祉サービス事業者の法令遵守の徹底について

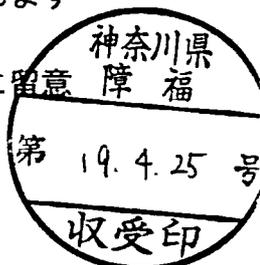
平素より、障害者自立支援法の施行にあたって、多大なご尽力を賜り、御礼を申し上げます。

さて、指定居宅介護事業者等への指導監査の徹底等については、本年 3 月に開催した全国障害保健福祉関係主管課長会議においても、お願いしたところがありますが、今般、介護保険法の指定を受けた介護サービス事業者において虚偽の申請により指定を受けていた悪質な事業者が存在したことに関し、老健局総務課長、振興課長連名により各都道府県、指定都市及び中核市介護保険担当部（局）長に対し、別添のとおり、介護サービス事業者の法令遵守の徹底について通知されたところです。

今回の老健局総務課長、振興課長連名通知は、介護サービス事業者に係るものでありますが、同様の問題は障害福祉サービス事業者の場合にも起こりうるものでありますので、各自治体におかれましては、障害福祉サービス事業者の法令遵守の状況について指定時のみならず、その後も随時適切に審査や監査を実施し、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じるよう改めてお願いいたします。

特に、今回、東京都が広域的に事業を行っている介護サービス事業者に対して検査を行ったところ、指定申請時から管理者やサービス提供責任者の不在等の人員基準違反があるなど悪質と思われる事例が見受けられたことを踏まえ、各都道府県におかれましては、監査等を実施する場合には介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する指導監督の担当部署とも連携の上、対応されますようご留意願います。

また、障害福祉サービス事業者の指導に当たっては、別紙の点に十分に留意していただくようお願いいたします。



- ① 各障害福祉サービス事業者に対する制度の周知
指定の申請及び指定の更新を行う障害福祉サービス事業者に対して障害福祉サービス事業者の法令遵守についての説明等に取り組むこと。
- ② 集団指導の計画的な実施
障害福祉サービス事業者団体等の関係団体との連携を図り、集団指導を計画的に実施すること。
- ③ 市町村等との連携強化
障害福祉サービス事業者のサービス提供の実態の把握に当たっては、市町村、福祉団体等との連携を図り、情報収集に努めること。
- ④ 事業者の自己点検の実施・促進
各障害福祉サービス事業者の自己点検等の自主的な取り組みを積極的に促進するよう関係団体に要請すること。

(別添)

平成19年4月10日
老総発第0410001号
老振発第0410001号

各都道府県 }
各指定都市 } 介護保険担当部(局)長 殿
各中核市 }

厚生労働省老健局総務課長

振興課長

介護サービス事業者の法令遵守の徹底について

平素より、改正介護保険法の施行にあたって、多大なご尽力を賜り、御礼を申し上げます。

先般の介護保険法改正においては、指定の欠格事由・取消要件の追加、指定の更新制の導入等を行いました。また、運営基準違反や不正請求を行う介護サービス事業者の報告が後をたたず、さらには虚偽の申請により指定を受けていた悪質な介護サービス事業者の存在も報告されております。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各自治体においては、介護サービス事業者の法令遵守の状況について指定時のみならず、その後も随時適切に審査や監査を実施し、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じるよう改めてお願いします。

特に、今回、東京都が広域的に事業を行っている介護サービス事業者に対して検査を行ったところ、指定申請時から管理者やサービス提供責任者の不在等の人員基準違反があるなど悪質と思われる事例が見受けられたことを踏まえ、各都道府県においては、広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所について虚偽の指定申請がなされていないかにつき、速やかに監査をしていただくようお願いいたします。

さらに、今年度末には多くの介護サービス事業者の指定の有効期間が満了することに伴い、介護サービス事業者が指定の更新手続等を行う機会があることを踏まえて、介護サービス事業者の指導に当たっては、別紙の点に十分に留意していただくようお願いいたします。

- ① 各介護サービス事業者に対する制度の周知
指定の更新を行う介護サービス事業者に対して介護サービス事業者の法令遵守についての説明等に取り組むこと。
- ② 集団指導の計画的な実施
各自治体における事業者連絡会及び介護サービス事業者団体等の関係団体との連携を図り、集団指導を計画的に実施すること。
- ③ 保険者等との連携強化
介護サービス事業者のサービス提供の実態の把握に当たっては、保険者（市町村）、地域包括支援センター、福祉団体、国民健康保険団体連合会等との連携を図り、情報収集に努めること。
- ④ 事業者の自己点検の実施・促進
各介護サービス事業者の自己点検等の自主的な取り組みを積極的に促進するよう関係団体に要請すること。